

令和2年4月21日

伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務プロポーザル実施要領についての補足説明

伊佐市新庁舎建設設計業務委託事業者選定等委員会事務局
(伊佐市財政課庁舎建設推進係)

4月16日に公告した伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務プロポーザル実施要領において、特に問い合わせの多い事項について、下記のとおり内容を補足します。

記

4 参加資格要件

(1) 参加資格

ケ 伊佐市までの移動にかかる所要時間が2時間以内の場所に、本店・支店又は営業所等を有し、市の要請に応じて担当者の来庁が可能な体制がとれること。

【補足事項】

- ・ 移動の手段について限定するものではない。
- ・ 参加者が共同企業体である場合、共同企業体として上記要件を満たしていることを要件としており、代表者及び構成員のいずれかに限定して本店・支店又は営業所等の所在を要件とするものではない。
- ・ 担当者については、配置技術者のうちのいずれかを想定しているものではなく、一定程度の緊急的な事案に対して、事業者として適切に対応ができる体制を求めているものである。

以上